

POINT 1

ご加入に必要な情報は「売上高」と「業種」のみ！

(※お客様の業種等によっては、他の情報をお伺いする場合があります。)

健康状態の告知は不要です。

従来型の医療保険では、ご契約時に年齢や性別、健康状態の告知などを役員・従業員全員の情報が必要ですが、メディカル・マスターは「売上高」と「業種」のみでご契約いただけます。

一般的な医療保険

性別 年齢 健康状態 などの告知が必要

メディカル・マスターは不要！

※保険の対象となる方は、個人事業主、常勤の役員、正規従業員、常勤の臨時雇従業員の方全員です。

※保険料は全額損金処理が可能です。

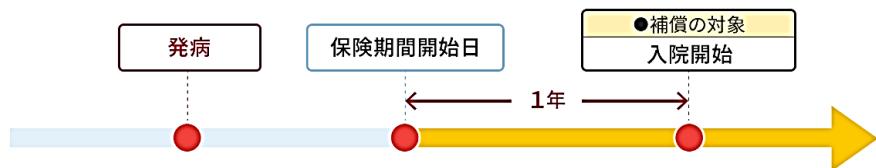
ご契約者が法人の場合、使用人全員（役員を含みます。）のために負担する保険料は、全額が損金処理扱いとなります。(注1)(注2)
(注1) 法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用（2023年7月現在） (注2) 実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

POINT 2

持病や過去に病気のご経験があっても、ご加入から1年を経過した後であれば補償対象 (注1)

保険ご加入前に病気を発症されていた方であっても、保険ご加入後1年を経過した翌日以降に開始した同じ病気での入院であれば、補償の対象になります。

補償のイメージ



(注1) 初年度契約の保険期間開始日(注2)またはご契約の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時から起算して1年を経過した後に開始した入院が対象となります。ただし、ご加入1年以内に同一疾病で入院をしていた場合は、保険ご加入後1年を経過した後も対象外となる場合があります。

(注2) 継続契約の場合は継続前の最初のご契約の保険期間の開始日とします。

保険期間の途中で被保険者となった方(例：中途入社の方)については、被保険者となった日をいいます。

入会のご案内



お客様の経営に役立つ情報の提供と事業発展、福利厚生充実とリスクマネジメント体制の向上などを図ることを目的として、第一生命と共同運営する会員制の無料サービスです。ビジネスマスター・プラスのお申込みと同時にご入会いただけます。

サービスご利用の流れ ● 会員専用ホームページ <https://sj-successnet.kalep.net/>

- 1 入会のお申込み
2 会員登録URLの通知
3 登録の完了・各種サービスのご利用

※お申込みからご利用まで1~2か月程度お待ちいただいております。すぐにご利用されたい場合は、サクセスネット「入会のご案内」パンフレットからお申込みいただくか、サクセスネットホームページのトップ右上から直接お申込みください。

このチラシは概要を説明したものです。詳細については、保険商品のパンフレットや約款をご覧ください。

取扱代理店 株式会社神宮信栄サービス
〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68
神奈川県歯科医師会館 4F
TEL: 045-664-3571 FAX: 0120-418-664

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 横浜支店営業第二課
〒231-0007 横浜市中区弁天通5-70
損保ジャパン横浜馬車道ビル5F
TEL: 045-661-2714 FAX: 045-201-8876

神奈川県歯科医師会会員のみなさまへ

ビジネスマスター・プラス

事業活動総合保険



メディカル・マスター

メディカル・マスターは、事業活動総合保険普通保険約款に長期障害所得補償特約、疾病入院医療費用補償特約、疾病入院医療保険金支払特約のうち1つ以上の特約をセットしたビジネスマスター・プラスのペットネームです。

役員・従業員の皆さまにさらなる安心を。
歯科医院に勤務する先生・従業員を「全員」まとめて補償する
新しい医療補償の保険です。

POINT 1

健康状態の告知不要

POINT 2

既往症があっても
保険加入後
1年が経てば
補償対象

POINT 3

入院費用や
先進医療費用の
実費補償

POINT 4

健康・医療相談
などの日常生活も
サポート

POINT 5

さまざまな補償を
まとめて手配
契約や管理が簡単

メディカルマスターの補償の対象となる方 (被保険者)

- 個人事業主
貴社の常勤(注)の役員
貴社の正規従業員
貴社の常勤(注)の臨時雇従業員

(注) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。被保険者に該当した時からケガまたは病気を被った時までの期間が6か月に満たない場合は、その期間の平均労働日数、平均労働時間とします。

メディカルマスターとは...

病気で入院したときの補償

疾病入院医療費用補償特約(実費払)

病気で入院した場合に負担した費用や、先進医療や患者申出療養(注1)の費用を実費で補償します。

1回の入院限度額 50万円 | **先進医療等限度額 300万円**

入院1日あたりのベット等使用料限度額 10,000円

入院にかかる費用(総額)

公的医療保険の対象		公的医療保険の対象外
7割 健康保険からの給付	3割 自己負担	100%自己負担 ・入院時の食事代 ・ベッド等使用料 ・先進医療等費用(技術料) ・交通費 など

主に以下の費用を補償します!

補償の対象

①入院時の健康保険の自己負担分	⑤入退院・転院時の交通費
②食事療養費	⑥諸費用(入院1日につき1,100円とします。)
③ベッドまたは病室使用料(入院1日につき、10,000円を限度とします。)	⑦親族付添費(注2)(入院1日につき1名分の費用にかぎります。また、入院1日につき4,200円とします。)
④先進医療、患者申出療養の費用(注1)(先進医療等1回につき、300万円を限度とします。)	⑧ホームヘルパー等の雇入費用 など

(注1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関にかぎられます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、ご確認ください。
「患者申出療養」とは、厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められたものにおいて行われるものにかぎります。

(注2) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が付添を必要と認めた期間において、親族が被保険者の付添をした費用にかぎります。

労働災害の補償

傷害ユニット

次のような事故により補償の対象となる方(補償対象者)がケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基いて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定を待つことなく保険金をお支払いします。

死亡補償保険金(10万円)

通勤中に交通事故にあい、亡くなりました。



後遺障害補償保険金(10万円)

業務中にケガをして後遺障害が生じた。



オプション

入院補償保険金(1日あたり5,000円/10,000円)

業務中にケガをして入院した。

■売上高5,000万円の場合、年齢・人数に関わらず、**保険料11,290円/月!**
(傷害ユニットの補償が死亡・後遺障害のみの場合)

保険料(月払)

売上高(医業収益)	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	1.5億円
疾病入院医療費用補償特約 + 傷害ユニット	11,060円	11,290円	11,490円	11,950円	18,270円
疾病入院医療費用補償特約 + 傷害ユニット(入院5,000円付帯)	12,230円	12,990円	13,840円	15,170円	22,940円
疾病入院医療費用補償特約 + 傷害ユニット(入院10,000円付帯)	13,410円	14,690円	16,180円	18,370円	27,600円

保険期間1年/業種コード94/疾病業種コードN73/傷害ユニット:死亡・後遺障害 10万円/疾病入院医療費用補償特約:ベッド等使用料保険金額日額10,000円
1入院限度額50万円/先進医療等保険金額300万円/一般分割12回払(口座)

お支払い例

勤務している歯科医師が脳梗塞で8日間入院をした場合

- 健康保険の自己負担分(高額療養費還付後) 82,300円
- 食事療養費(1食460円×22食) 10,120円
- 諸費用(1,100円×8日) 8,800円
- ベッド等使用料(8,800円×8日) 70,400円



合計 171,620円

女性従業員が乳がんで5日間の入院をした場合

- 健康保険の自己負担分(高額療養費還付後) 84,060円
- 食事療養費(1食460円×8食) 3,680円
- 諸費用(1,100円×5日) 5,500円
- ベッド等使用料(2,200円×5日) 11,000円

合計 104,240円



・本制度を導入する前(保険期間開始前)から発病していた病気による入院は補償の対象となりません。
ただし、制度導入日(保険期間開始日)から1年を経過した翌日以降に開始した入院については補償の対象となります。
・お支払いの詳細については保険会社の約款にもとづきますのでご注意ください。
(上記いずれの例も、保険会社が当該病気入院が補償対象と判断した場合の事例です。)

保険金のお支払いについて

疾病入院医療費用補償特約の保険金は、被保険者となる個人事業主・役員、従業員ご本人に直接お支払いします。
傷害ユニットの保険金は、被保険者(事業者)が定めている災害補償規程などに基いて補償対象者(従業員など)またはそのご遺族に支払う補償金に対しての補償として、保険金を被保険者(事業者)にお支払いします。

保険期間と保険金を支払う場合の関係

保険期間の開始日またはこの契約の被保険者となった時より前に発病していた疾病の治療を目的とする入院または先進医療等は、保険金のお支払いの対象になりません。



退院した後再度入院した場合について

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要となった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円ご契約の場合

